

退職者に対する表彰に関する達を次のように定める。

平成 1 9 年 9 月 1 日

北関東防衛局長 徳地 秀士

退職者に対する表彰に関する達

(目的)

第 1 条 この達は、防衛省において永年にわたり職務に精励し、北関東防衛局の職員で退職する者に対し、その在職期間における労苦に謝意を表すための退職者表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第 2 条 退職者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 定年又は勸奨により退職する者
- (2) 依願により退職する者で防衛省永年勤続者表彰実施基準（防人 1 第 3 0 8 5 号。5 0 . 7 . 1 4）2 (1) アに該当して防衛大臣の表彰を受けたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、退職者表彰は行わないものとする

- (1) 自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 4 6 条の規定により懲戒処分を受け、当該処分の日から 1 年を経過しない者
- (2) 自衛隊法第 4 3 条第 2 号の規定により休職にされている者
- (3) その者の非違により退職する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと認められる者

(表彰状の授与日等)

第 3 条 退職者表彰は、退職の日に行う。

2 退職者表彰は、別紙様式による表彰状を授与して行う。

3 表彰権者は、北関東防衛局長とする。

附 則

この達は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 1 年 4 月 2 4 日北関東防衛局達第 4 号)

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 2 9 年法律第 6 3 号）の施行の日（平成 3 1 年 4 月 3 0 日）の翌日から施行する。

表彰状

殿

あなたは永年にわたり防衛省に勤務されそ
の間北関東防衛局に在っても卓越した識見
と豊富な経験を活かしてよく職務に精励さ
れました
このたび退職されるにあたり積年の労苦を
謝しこれを表彰します

令和 年 月 日

北関東防衛局長

氏名 印